資料2-1

新しい「国立大学法人」制度の概要

①「大学ごとに法人化」し、自律的な運営を確保

・国の行政組織の一部　→　各大学に独立した法人格を付与
・各大学ごとの目標、計画を策定し、これに基づき運営
・予算、組織等の規制は大幅に縮小し、大学の責任で決定
・産学官連携など多彩な事業を、大学の判断で弾力的に展開

②「民間的発想」のマネジメント手法を導入

・「役員会」制の導入によりトップマネジメントを実現
・全学的観点から資源を最大限に活用した戦略的な経営
・自己収入拡大など経営努力にインセンティブを付与
・組織・業務の一部を柔軟にアウトソーシング・出資

③「学外者の参画」による運営システムを制度化

・「学外役員制度」（学外有識者・専門家を役員に招聘）を導入
・役員以外の運営組織にも学外者の参加を制度化
・学外者も参画する「学長選考委員会」が学長を選考

④「能力主義」人事を徹底　⇒　「非公務員型」へ

・能力・業績に応じた給与システムを各大学の責任で導入
・兼職・兼業の国の規制を撤廃し、能力・成果を社会に還元
・任期制・公募制の積極的導入方法等を中期計画で明確化
・事務職を含め学長の任命権の下での全学的な人事を実現

⑤「第三者評価」の導入による事後チェック方式に移行

・大学の教育研究実績を第三者機関により評価・チェック
・第三者評価の結果を、大学への資源配分に確実に反映
・評価結果、財務内容、教育研究等の情報を広く公表

⇩

「国立大学法人法」を制定し、できるだけ早期に移行